

開催実施要項

1. 大会名 令和2年度福岡県高等学校カヌー新人大会
2. 主催 福岡県高等学校体育連盟福岡県教育委員会
3. 後援 福岡県カヌー協会
4. 主管 福岡県高等学校体育連盟カヌー準専門部
5. 期日 令和2年9月20日(日)
6. 会場 筑後川特設カヌーコース 久留米市京町瀬ノ下(水天宮横)
7. 競技規則 日本カヌー連盟競技規則による。
8. 種目 カヌースプリント(200M)
男子K-1・K-2・C-1・C-2
女子WK-1・WK-2
9. 試合方法 (社)日本カヌー連盟規則による
10. 引率・監督について
 - (1)引率責任者は、団体の場合は校長が認める当該校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、実習助手、常勤講師、部活動指導員(地方公務員法第22条の2に示された者)又は校長とする。個人の場合は校長が認める当該校又は他の学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、実習助手、常勤講師、部活動指導員(地方公務員法第22条の2に示された者)又は校長とする。
 - (2)監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は、傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保健等)に必ず加入することを条件とする。
11. 参加資格
 - (1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む)に在籍する生徒であること。
 - (2)選手は、本連盟加盟校の生徒で、本開催要項により参加の資格を得たものであること。
 - (3)福岡県カヌー協会に登録された者(チーム)であること。
 - (4)年齢は、2002年(平成14年)4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技2回までとし同一学年での出場は1回限りとする。

- (5) チームの編成は、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒の混成を認めない。
- (6) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
- (7) 転校後6ヶ月未満の者の参加は認めない。(外国人留学生もこれに準ずる) ただし一家転住等のやむを得ない事由による場合は、カヌー準専門委員会で調査し高体連会長の承認があればこの限りではない。
- (8) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け在学する学校長の承認を必要とする。
- (9) その他の事項については、全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟大会開催基準要項の参加資格に準ずる。
- (10) 参加資格の特例
 - ア. 上記(1)(2)に定める生徒以外、(3)~(9)の大会参加資格を満たし、かつ本連盟が承認した生徒については、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ. 上記(4)ア.のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は同一競技2回限りとする。
 - ウ. 学年の区分を設けてある課程に在籍する生徒の出場は、2学年までとする。

12. 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入し申し込むこと

13. 参加申込

①※高体連の参加申込に記載されている生徒個人情報について

利用目的等・大会競技プログラムまたは福岡県高等学校体育連盟ホームページへの記載

- ・参加資格の確認(年齢・転校等)
- ・競技成績については学校名・氏名・成績(記録)のみ公表する事とする。

参加申込書の提出により、申込書記載の生徒の個人情報は、上記利用目的に使用する旨の承諾を得たものとする。

②申込先：〒830-0207

福岡県久留米市城島町城島59-1

福岡県立三潴高等学校 富松和彦

TEL0942-62-3146 FAX 0942-62-3196

③申込締切：令和2年9月17日(木)必着のこと

14. 参加負担金 今年度に限り、参加負担金は徴収しない。

15. 表彰 各種目3位まで賞状を授与する
16. 組合せ 福岡県高等学校カヌー準専門部の責任で行う
17. 使用艇 自艇、もしくは貸与艇(貸与艇希望の場合は事前に申し込むこと)
18. 試合日程
- | | |
|--------------|-------|
| (1) 監督会議 | 9:00 |
| (2) 開会式 | 9:30 |
| (3) 競技開始 | 10:00 |
| (4) 表彰式及び閉会式 | 11:30 |
19. 安全対策
- (1) ライフジャケット、浮力体等護身具については各自で用意し事故防止に努める
 - (2) 参加選手は事前に充分健康状態を把握し、更にスポーツ保健に加入するなど留意すること
 - (3) 選手は、必ずライフジャケットを着用する事
20. 付 則 競技中の事故については当該競技者の責任とし、主催者はその責を負わない。

※問合せ先:福岡県立三潴高等学校富松和彦 TEL0942-62-3146